

宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

令和3年7月29日制定

令和4年6月28日改正

令和4年9月28日改正

令和4年11月8日改正

令和5年3月6日改正

令和5年4月1日改正

令和6年3月28日改正

1 目的

宮崎県（以下「県」という。）では、ふるさと納税制度により、県へ寄附いただいた県外在住の寄附者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、県内の農林水産業、製造業や観光業等の支援につなげるとともに、県の魅力発信、県内産品のPR及び販路拡大、観光客の誘致等を行い、関係人口の創出・拡大を図ることとしています。このため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- (1) 返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっています。提案いただく製品を返礼品として採用した場合は、ふるさと納税ポータルサイト等を通じて紹介します。
- (2) 県は、返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者（以下「委託事業者」という。）に委託しています。返礼品提供事業者は、自社製品が返礼品として採用された後、委託事業者と返礼品の供給等に係る調整を行っていただく必要があります。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、要件を満たしていても、県が返礼品提供事業者として適当でないと判断する場合があります。

- (1) 県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、県内で生産又は役務の提供（販売・体験を含む。以下同じ。）を行っている法人その他団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。
- (2) 県税に未納のないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産又は役務の提供を行っていること。
- (4) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び宮崎県暴力団排除条例に規定する暴力団の構成員等でないこと。

4 返礼品の要件

別紙「宮崎県ふるさと納税返礼品選定基準」を満たしている物品又は役務であること。

5 返礼品提供事業者として採用することの効果

全国的なふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品及び事業者のPRにつながります。

6 募集期間

年度内に複数の募集期間を設けて、定期的に募集を行います。

※詳細は県ホームページの「募集期間」を確認してください。

7 参加申請・決定方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、以下の提出先へ郵送で提出してください。

なお、事業者の規模や登記の状況等により提出が困難な書類がある場合は、御相談ください。

- (1) 宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者参加申請書（様式1）
- (2) 宮崎県ふるさと納税返礼品提案書（様式2）
- (3) 宮崎県ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書（様式3）
- (4) 事業者の履歴事項全部証明書
- (5) 事業者の直近の決算における次の資料（任意様式）
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
- (6) 県税に未納がないことの証明書
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- (8) 事業者概要が分かる資料（任意様式、パンフレット等でも可）

※いただいた申請・提案については、県で審査を行った上で、その結果を通知します。

必ず採用されるものではありませんので、あらかじめ御了承ください。

※審査を行うに当たり、現地調査を実施します。また、現地調査の際に、他の取引先との卸売価格を記録しているもの（台帳等）により、実際の卸売価格を確認させていただきます。

※御提出いただく決算資料については、中小企業診断士に財務診断を依頼します。財務診断の状況によっては、財務資料の追加提出を行っていただくとともに、中小企業診断士から直接ヒアリングを行うことがあります。

※申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とします。

※返礼品提供事業者として採用された事業者が、その採用期間中（８）に記載する延長の期間中を含む。）に、追加で返礼品の提案を行う場合は、（２）に掲げる書類を除く他の関係書類の提出を省略することができます。ただし、卸売価格確認のための現地調査は実施します。

<提出先>

〒 8 8 0 - 8 5 0 1

宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号

宮崎県国際・経済交流課

8 返礼品提供事業者の採用期間

返礼品提供事業者の採用通知日から 3 年間とします。ただし、期間終了の 1 月前までに、県に対して宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者更新申請書（様式 7）及び 7 の（５）に掲げる決算資料を提出し、県が審査（現地での調査を含む。）を行った上で適当と判断された場合は、採用期間を 3 年間延長し、その後も同様の取扱いとします。

なお、採用期間が満了する日において、取り扱う返礼品がない事業者については、採用期間の延長は行いません。

また、採用期間の満了を待たずに、採用の終了を希望する事業者は、宮崎県ふるさと納税返礼品提供事業者終了届（様式 8 の 2）を提出してください。

9 委託契約の締結について

採用となった返礼品提供事業者は、県と委託契約の締結を行っていただきます。契約書等の様式については、県ホームページを確認してください。

なお、契約書第 8 条第 1 項に規定する書類の保存期間は、「発送を行った返礼品に関する書類について、発送を行った日の 2 年後の日の属する年度の最終日まで」です。

10 返礼品の内容変更等

返礼品提供事業者は、返礼品採用決定後に、当該返礼品について提案書に記載した内容に変更が生じる場合は、変更が生じる日の 1 月前までに、委託事業者へ報告するとともに、県へ宮崎県ふるさと納税返礼品内容変更届（様式 9）を提出してください。